

東三河地域活力創出事業  
東三河地域内関係人口創出に係る空き家活用事業委託 仕様書

**1 事業名**

東三河地域内関係人口創出に係る空き家活用事業

**2 事業目的**

東三河ビジョン協議会<sup>※1</sup>では、「東三河振興ビジョン 2030」2026 年度重点プロジェクト<sup>※2</sup>として、「意欲ある人の創出」と「人に代わる力の導入や合理化」の両面から東三河地域<sup>※3</sup>の地域課題にアプローチし、課題解決に向けた取り組みを実施することで、人口減少に向き合い、誰もが活躍できる活力ある東三河を目指すとしている。

これに基づき、地域課題の解決（空き家の活用）に向けた取組を実施するものとする。

※1 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、民間組織及び愛知県が一体となって東三河の振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

※2 重点プロジェクトとは、新たに広域的課題への対応を強化するため、東三河ビジョン協議会構成団体が協働して取り組む具体的な事業。2026 年度テーマは、「楽しく住み続けられる地域生活圏の形成に向けて～人口減少に向き合い、活力ある東三河～」

※3 東三河地域とは、愛知県東部の 8 市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

**3 委託期間**

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

**4 事業内容**

「2 事業目的」を踏まえ、以下の内容の事業を企画・実施すること。

なお、「東三河関係人口、移住・定住の創出による人材確保事業」受託事業者と連携し、効果的に事業を実施すること。

**【事業の目標】**

①2025 年度に実施した実証実験の様子を撮影したデータを使い映像資料を作成するとともに、これを活用した周知のためのセミナーの開催。：1 回以上

**（1）地域住民組織を主体とした空き家活用の事例を活用した周知、取組の支援・拡大及び自走に向けた検討の実施**

地域住民組織を主体とした空き家活用について、2025 年度に実施した「空き家片づけ大作戦」の様子の映像資料化並びにこれを活用した周知のためのセミナーの開催を実施する。また、地域住民組織を主体とした空き家活用に係る

組織運営支援及び自走に向けた検討を実施する。

- ① 地域住民組織を主体とした空き家活用に係る組織運営支援（地域住民組織及び参加者のアンケート等調査の実施等含む）
- ② 事業を実施したことによる課題と自走に向けた課題の整理
- ③ ②の課題解決のための支援（専門家による相談の斡旋、事業自走に向けた事業化相談や広報活動等）
- ④ 2025 年に実施した「空き家片づけ大作戦」の様子の撮影データを使用した映像資料の作成  
映像資料の作成にあたっては、新たな実施組織の組成を促進するとともに、空き家所有者や地域住民の意識を高めるような内容とし、15 分程度のものとすること。
- ⑤ ④を活用した周知のためのセミナーの開催  
※セミナー開催時期は、アジア・アジアパラ競技大会開催期間を避けること。

## （2）その他事業実施に係る事務

事業実施にあたっての事業関係者との日程調整、事業実施に係る打ち合わせ場所等の調整、確保、ヒアリング等に関する議事録の作成、その他業務に必要な市町村及び関係機関との会議の実施等、事業の実施にあたり必要な事務を行うこと。

## 5 成果物

### 業務報告書

- (1) 事業実績、事業効果及び課題等をまとめた報告書（A4判縦） 5部
- (2) 上記の電子データ（県が指定する形式で作成すること） 1式
- (3) その他、県が指定したもの

## 6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 業務の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

- (7) 本業務により制作成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了承を得ること。
- (10) 著しい経済情勢の変動等により、本業務の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い金額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (11) 本業務については、国の地域未来交付金を活用する業務であることから、その趣旨に基づき実施にあたること。また、本業務に係る会計実施検査が行われる場合は、協力すること。
- (12) 契約終了後、5年間は本業務に関連書類を保管すること。
- (13) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。